

中野区教育委員会会議録 平成23年第19回定例会

○開会日 平成23年7月1日(金)

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前 10時01分

○閉 会 午前 11時15分

○出席委員(5名)

中野区教育委員会委員長	山 田 正 興
中野区教育委員会委員長職務代理	高 木 明 郎
中野区教育委員会委員	大 島 やよい
中野区教育委員会委員	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会教育長	田 辺 裕 子

○出席した事務局職員(10名)

教育委員会事務局次長	村 木 誠
副参事(子ども教育経営担当)	白 土 純
副参事(学校再編担当)	吉 村 恒 治
副参事(学校教育担当)	宇田川 直 子
指導室長	喜 名 朝 博
副参事(知的資産担当)・中央図書館長	天 野 秀 幸
副参事(学校・地域連携担当)	荒 井 弘 巳
副参事(特別支援教育等連携担当)	伊 藤 政 子
副参事(就学前教育連携担当)	海老沢 憲 一
副参事(子ども教育施設担当)	中 井 豊

○担当書記

子ども教育経営分野	落 合 麻理子
子ども教育経営分野	仲 谷 陽 兵

○会議録署名委員

委員長 山 田 正 興

委 員 高 木 明 郎

○傍聴者数 7人

○議事日程

[議決案件]

日程第1 第 42号議案 中野区立学校設備使用規則等の一部を改正する規則

[協議事項]

(1)「中野区子ども読書活動推進計画(第2次)」骨子案

[報告事項]

(1) 委員長、委員、教育長報告事項

- ・ 6 / 20 区議会での教育委員就任挨拶について
- ・ 6 / 23 小学校音楽鑑賞教室について
- ・ 6 / 26 中野区医師会中野医療フォーラム子育て支援映画会について

(2) 事務局報告事項

①「がんばろう日本!緊急対策中野2011」について(子ども教育経営担当)

中野区 教育委員会  
第 1 9 回定例会  
(平成 2 3 年 7 月 1 日)

午前 10 時 01 分開会

山田委員長

皆さん、おはようございます。

ただいまから、教育委員会第19回定例会を開会いたします。

本日は、全員出席です。

本日の会議録署名委員は、高木委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

それでは、日程に入ります。

< 日程第 1 >

山田委員長

日程第 1 第42号議案「中野区立学校設備使用規則等の一部を改正する規則」を上程いたします。

議案の説明をお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは、お手元の資料に基づきまして、中野区立学校設備使用規則等の一部改正について、ご説明をいたします。

お手元に議案、それから新旧対照表、参考資料がございますけれども、参考資料をごらんいただきたいと思います。

この参考資料の 2 にございますように、改正する規則は、そこに記載の 3 つの規則でございます。中野区立学校設備使用規則、中野区立学校施設の開放に関する規則、中野区教育施設目的外使用規則でございます。

改正の理由でございますが、参考資料の 1 にございますように、2 点ございます。

第 1 に、中野区行政財産使用料条例の使用料の額を定める第 2 条の別表が改正されたことに伴いまして、改正対象の 3 つの規則中で引用する別表の番号を改正する必要があることとでございます。

第 2 に、中野区地域センター条例の廃止、及び、中野区区民活動センター条例施行規則の制定に伴いまして、改正対象の 3 つの規則中で定める使用料の減免の要件を定める規定中、引用部分を中野区地域センター条例から中野区区民活動センター条例施行規則の規定に改正する必要があるためでございます。

主な改正内容でございます。1 枚おめくりいただきまして、別紙 1 をごらんいただきました

いと思います。

中野区行政財産使用料条例の使用料の額を定める第2条の別表の抜粋でございますが、この別表の施設ごとに定める番号が改正されてございます。例えば一番上の例で言いますと、「12 中野区立教育センター」でございますが、この12が別表の番号に当たります。

別紙2をごらんいただきたいと思います。

中野区地域センター条例第4条では、センターを使用できる場合といたしまして、第1号から第4号までの場合を定めてございます。

改正対象の3つの規則は、規則中でこの規定を引用する形で使用料の免除をできる場合の要件を定めてございますが、地域センター条例が廃止され、同様の事項が中野区区民活動センター条例施行規則第8条第1号から第4号までで定められまして、本年7月19日から施行されるため、この引用部分を改正する必要があるものでございます。

以上の内容につきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

まず、新旧対照表の「第1条 中野区立学校設備使用規則の一部改正」の新旧対照表でございます。

第4条第1項中の下線部「別表第15の表」を「別表第14の表」に、「別表第16の表」を「別表第15の表」にそれぞれ改めるものでございます。

また、第8条関係の別表中の下線部、使用料の減免、第4号の中で、「中野区地域センター条例第4条第1項第1号から第4号まで」を「中野区区民活動センター条例施行規則第8条第1項第1号から第4号まで」に改めるものでございます。

また、附則をごらんいただきたいと思いますが、第1項が改正規定の施行時期、第2項が別表の改正規定の適用関係、これは改正規定の施行日以後の使用の申請にかかる使用料の減免に適用することを定めるものでございます。

なお、附則については、いずれの新旧対照表でも共通でございますので、以下では説明を省略いたします。

第2条の別表をごらんいただきたいと思います。中野区立学校施設の開放に関する規則の一部改正の新旧対照表でございます。

第10条第2項中の下線部でございます。「別表第16の表」を「別表第15の表」に、それから、「別表第15の表」を「別表第14の表」にそれぞれ改めるものでございます。

それから、11条関係の別表第4中でございますが、使用料の減免事由、第4号でございますが、「中野区地域センター条例第4条第1項第1号から第4号まで」を「中野区区民活

動センター条例施行規則第8条第1項第1号から第4号まで」に改めるものでございます。

第3条の中野区教育施設目的外使用規則の一部改正の新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

第5条第1項中の下線部「別表第11号又は第12号」を「別表12の表又は13の表」に改めるものでございます。

5条関係の別表第2中、使用料の減免事由、第4号の下線部「中野区地域センター条例第4条第1項第1号から第4号まで」を「中野区区民活動センター条例施行規則第8条第1項第1号から第4号まで」に改めるものでございます。

ご説明は以上でございます。

山田委員長

ありがとうございました。ただいま上程中の議案につきまして質疑がありましたら、お願いいたします。

大島委員

基本的なことで、ちょっと勉強不足かもしれないのですが、中野区地域センター条例が廃止になったというのは、どういうことだったのでしょうか。お願いします。

副参事（子ども教育経営担当）

中野区で地域センター条例というものを定めて、15の地域センターがあるわけですが、これは地域センターの再編ということで、地域事務所とそれから区民活動センターという形で再編をするということに伴いまして、条例の廃止及び制定が行われるものでございます。

山田委員長

ほかに質疑はございますか。

大島委員

そういう再編に伴ってということで、別表の表の番号も変わってくるというのはわかったのですが、それで減免事由については、要するにここに書いてある社会活動をしているとかって、4つぐらいの減免事由なのですけれども、それを定めているのが今までは地域センター条例だったようなのですが、それが今度は施行規則のほうで同じ内容が定められるという。いわば法令で言うと一段下の規則になったというのは、何か理由があるのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

一般的に言うと、条例では基本的な事項を定めて、条例の施行規則では細則的な事項を定めるということでございます。今回の再編に当たって規定の整理がされて、この区民活動センターを利用できる場合については、施行規則で定めるということになったものでございます。

大島委員

ということは、そういうことの定め方として、本来的にそういう細則、細かいことは施行規則で定めるのが適当であろうという考え方が、今回、出てきてというか、承認されて、それで施行規則のほうに定めることになったという理解でいいでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

そのとおりでございます。

山田委員長

ほかに質疑はございますか。

高木委員

なかなかこういう条例というのは難しく、説明は十分していただいたのですが、要は引用している条例の号とかが変わったので、それに合わせてそれを書きますよということによろしいのですかというのが1点と、あと、使用料の減免のところなのですが、本来的には区立学校の減免を規定するのだけれども、その要件については新しく、条例ですと区民活動センターの要件を引用しているのですよという理解でよろしいのかを確認したいのですが。

副参事（子ども教育経営担当）

ご質問、2つあったと思いますが、2点ともそのとおりでございます。

山田委員長

ほかに質疑はございますか。

よろしいでしょうか。

なければ質疑を終結いたします。

それでは、挙手の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま、上程中の第42号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

山田委員長

全員賛成なので、原案どおり決定いたします。

以上で、議決案件の審査が終了いたしました。

それでは、「協議事項」に移ります。

#### <協議事項1>

山田委員長

協議事項第1番目「『中野区子ども読書活動推進計画（第2次）』骨子案」の協議を進めます。

説明をお願いいたします。

副参事（知的資産担当）・中央図書館長

それでは、お手元の資料に基づきまして、「『中野区子ども読書活動推進計画（第2次）』骨子案」について、ご説明いたします。

第2次計画の要点は4点ございます。

まず第1に、第1次計画の検証・評価を踏まえまして課題を整理いたしました。

第2に、中野区教育ビジョン（第2次）や改定後の学習指導要領にある、生きる力やコミュニケーション能力の育成のために果たす読書活動の意義について明確にしています。

第3に、中野区教育ビジョン（第2次）の目標体系で設定した幼児期・学齢期などの年代別と家庭・学校・地域の場所別による取り組みの考え方を反映させまして、年代別の時間軸と場所別の空間軸を設定しています。

第4に、第1次計画の事業項目32を20に整理したことでございます。

まず1ページをごらんいただきたいと思います。

昨年度、中野区子ども読書活動推進計画（第1次）につきまして、「目標の達成指標」と「計画事業の取り組み」の検証・評価を行いました。その結果について、当教育委員会や図書館運営協議会、校長会などから、さまざまなご意見をいただきました。それらのご意見をもとに、第2次計画策定に向けて課題を整理いたしました。

まず、(1)をごらんください。第1次計画におきまして、計画の目標の達成度をはかるために、下記の①から⑤のとおり5つの目標の達成指標を設定し、それぞれに目標値を定めて、その達成を目指して取り組んでまいりました。

その結果、②の「子どもの図書貸出冊数」と④の「一斉読書を実施している学校数」につきましては、目標値を達成いたしました。①の「子どもの登録率」については、小学生の世代では目標値を大幅に超えましたが、中学、高校へと進学するにつれて登録率が低



下しています。

③「おはなし会の参加児童数」は、ほぼ横ばい状態で、⑤「地域に開放されている学校図書館の数」については未実施でございました。

これらの検証の結果を踏まえまして、中学・高校世代への読書活動への動機づけ、おはなし会の工夫やそれに伴うボランティアとの連携、地域開放型学校図書館の整備の着実な実施などが課題として挙げられました。

また、計画事業の取り組みにつきましては、幼稚園、保育園での読書活動の充実や保健福祉センターとの連携による絵本講座を実施、読書感想文参加校の拡充など、一定の成果を上げてきましたが、図書館、地域、家庭、学校などとの連携・協力の強化や保護者に対する啓発活動の強化、PR不足の解消などが課題として挙げられました。

また、当教育委員会におきまして、計画事業を精査し、焦点を絞っていくべきであるというご意見がありましたので、第2次計画においては32の事業を20に整理することとしました。

続きまして、2ページをごらんいただきたいと思います。

2としまして、第2次計画の基本的構成をまとめています。ここが中心となる部分ですが、まとめるに当たっては指導室や幼児研究センターなどからも幅広く意見を集めて反映しています。

ここでは中野区教育ビジョン（第2次）や改定後の学習指導要領の考え方を反映させています。子どもたちが身につけるべき生きる力の必要性や目指す人間像として、コミュニケーション能力の高い人を挙げていますが、その生きる力やコミュニケーション能力をはぐくむ上での読書活動の意義の大きさについて説明しています。

また、中野区教育ビジョン（第2次）で目標体系として設定した家庭・地域・学校などの場所と幼児期から学齢期へと向かっていく年代別の考え方を踏まえまして、第1次計画において取り組んだ事業計画を子どもたちの読書活動の場としての空間軸と、子どもたちの成長段階としての時間軸に沿った視点から整理いたしました。

空間軸と時間軸とを基軸とした事業計画を策定することによって、年代ごとにそれぞれの場で、その年代の目標に合わせた取り組みを実施できると考えています。

続きまして、3ページをごらんいただきたいと思います。

ここでは(1)で子どもたちの読書活動の場としての空間軸の考え方を説明しています。

①の家庭・地域では、乳幼児期の子どもに絵本を読み聞かせることの重要性や妊娠中の

親御さんに対する読書活動の啓発、図書館や家庭、学校を初め、子ども教育関連施設が連携・協力して、乳幼児から高校生へと成長していく過程の中で、読書活動の大切さを伝えていくことなどを示しています。

②の図書館では、来館する子どもに対するサービスだけでなく、広く中野の子どもや保護者に読書に関する情報や機会を提供していること。学校や病院などの施設、地域のボランティア団体などに対しても子ども読書活動を積極的に推進し、支援していく役割を担っていることなどを示しています。

③の学校では、読書習慣を形成していく上で大きな役割を担っており、読書や図書館利用などについて継続的に指導していく必要があることなどを述べています。

次に、4ページをごらんいただきたいと思います。

ここでは(2)で、子どもたちの成長段階としての時間軸の考え方を説明しています。乳幼児、小学生、中学生・高校生の3つの世代に分けて、それぞれの世代の視点に合わせて事業を計画・実施することにより、今まで以上にきめ細かい取り組みが可能となります。

また、乳幼児、小学生、中学生・高校生と連続して本に親しむ機会をつくっていきます。

①の乳幼児では、さまざまな感覚を通した本とのかかわりによって発達が促されるため、読書活動は日常の生活や遊びの中で子どもの情緒の安定と生活の自立を支えるとともに、子どもの直接経験と間接経験をつなぎまして、より豊かで充実した生活をつくり出すという重要な役割を持っています。

また、乳児については、親御さんに対しても読書活動の必要性を認識してもらうための絵本の選び方などの啓発活動を行うことを入れています。

②の小学生では、子どもたち一人一人が意欲的に学び、人間性や社会性の基本・基礎を身につけ、個性や可能性を伸ばすための手段の一つとして、読書活動を推進していくことの役割の大きさについて述べています。

また、この時期は着実な自己形成を促すことが期待されるため、読書活動がその支援をする役割を持っているということについても触れています。

③の中学生・高校生期は、読書活動に取り組む姿勢が減少していく傾向にありますが、すべての学力の基本となる読む力や書く力といったコミュニケーション能力の向上においては、読書活動は必要不可欠なことでありまして、読書活動の推進を図ることが大切なことであるという点について述べています。

6ページにおきまして、以上の考え方を表にしてあらわしていますので、ごらんくださ

い。

この表は、便宜上、枠で囲ってありますが、それぞれが独立して取り組むというのではなく、相互に重なり合っています。例えば啓発事業などがあると思いますが、それは家庭・地域の役割であると同時に、図書館の事業でもあります。相互に連携・協力していくということですが、それぞれの読書活動の場がそれぞれの年代において連携・協力し、本に親しむ子どもたちがふえるということを目指していきます。

乳幼児期は家庭・地域では親や地域ボランティアによる絵本の読み聞かせなどで、本とのかかわりを持たせ、子ども教育施設の連携による啓発を図ります。

図書館は啓発活動や事業を通して、図書館に来館してもらうように働きかけを行います。

学校は図書室見学の受け入れや読み聞かせを行い、幼稚園・保育園では図書館の読み聞かせへの参加や図書貸し出しを利用します。

小学生期は、家庭・地域では引き続き図書館に来館してもらえるような働きかけや保護者への啓発など、図書館は保護者への本の読み聞かせの講習会を開催することや、図書館に足を運ぶきっかけづくりを行います。

学校は、地域開放型の図書館の魅力を児童・生徒へ伝え、幼稚園から小学校、小学校から中学校へとつながりを考えた取り組みを行います。

中学生・高校生期は、地域などと連携して図書館に来るような働きかけをし、本に親しむ機会をつくるように取り組みます。

図書館は児童書やYAを読む楽しさをPRします。学校は学校図書館の図書資料PRや、小学校から中学校、高校へのつながりを考えた取り組みを行うなどを考えていきます。

次に、7ページの3では、具体的取り組みについて述べています。

続く8ページで、事業項目を挙げていますが、この示し方も6ページの表と同様に枠で囲ってはありますが、1つの事業に家庭・地域、図書館、学校が相互に連携・協力して取り組むというものです。

これらの図や表については、ご意見をいただきながら、よりわかりやすく工夫していきたいと考えています。

第1次の推進計画において32の事業を実施して、一定の成果を上げることができましたが、共通した計画内容や統合することにより、さらに成果が上がるものなどの整理すべき点がありました。これらを踏まえまして、第1次計画で目標に達しなかったものや、目標は達成しても重要な計画であるため、継続して取り組むべきものを整理して集約すること

としました。

また、空間軸と時間軸のそれぞれの視点から見た重要な事業などを入れました。事業についてそれぞれは、以上、お読み取りいただければと思います。

なお、この骨子案は、今後、さらにまとめていきますが、その段階でこの場におけるご意見や、図書館運営協議会やすこやか福祉センター、児童館、キッズ・プラザ、学童クラブなどの関連分野から、さらに幅広く意見を集めまして、素案に反映させていきます。素案については、作成後、また当教育委員会でお示いたします。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご協議のほど、お願いいたします。

山田委員長

ありがとうございました。それでは、ご質問、ご発言がありましたら、お願いいたします。

高木委員

骨子案で、一番、今の課題としては、中学校・高校の本離れということなのかなと。登録率の低下ということで。担当として原因を何だ、どういうことだというふうに分析されているのかというのが1点と、あと、じゃあ、こういう原因があるので、こういう対応を。読書活動への動機づけというふうに書かれているのですが、7ページのところの中学生・高校生のところを見ると、地域と連携して本のおもしろさを知ってもらおうとか、いろいろな場面において本に親しむ機会をつくるとか、児童書やヤングアダルトを読む楽しさをPR。中高生に児童書というのはちょっと、若干違和感があるのですが。あと、ヤングアダルトも、ヤングアダルトは口当たりがいいので、ほうっておいても読むので、私はもうちょっと、逆に題名とかから言うと敬遠してしまうような本でも読めば、いい本と出会ったと思うような本の推薦ということなのかなという気がする。個人的にはやはり、中学生・高校生ぐらいになると理解力もふえますので、一生つき合えるような本と出会うような機会をもうちょっと提供していくようなことなのかなとは思っているのですが、じゃあ、いい方策があるのかというと自分ではないのですが。

非常に課題としてはそこだと思うので、何か、もう一回。ちょっと話が横道にそれちゃったのですけれども、中高生の図書館の登録率が下がって、あるいは読書離れしている原因はどういうことだとお考えなのかというのが1点と、あと、もうちょっと具体的に、こんなふうな対応策を骨子なので書いていないけれども考えていますよというのがあれば、お聞かせ願いたいのですが。

副参事（知的資産担当）・中央図書館長

まず、第1点のほうの本離れの原因ですけれども、やはり部活動が大変忙しくなっているというのが1つではないかというふうに分析しております。これは1つあるかなと思っています。

やはりそれから、今、お子さんたち、大変忙しくなっております。例えば学校の授業もそうなのですけれども、やはり塾に通っているお子さんもかなりいると聞きますので、やはりそういうことで、なかなかじっくりと腰を落ち着けて本を読むという機会がなくなっていくのかなというふうに分析しております。

それに対する対策というか対応でございますけれども、やはりヤングアダルトの話が出ましたけれども、やはりヤングアダルトのコーナーを設けて、そこで中・高生ぐらいになりますと、もう自分で本を選んで動き出せると思いますので、そういうコーナーを通じて、例えば自分の読んでみて非常によかった本のお勧め本を何か掲載してもらおうとか、あるいは、そういう形で情報交換を行うとか、交流する場みたいなものを考えていきたいと考えております。

高木委員

子どもが某区立中学に通っていて、プリントを持ってくると、図書委員会ですか、「こういう本がお勧めです」なんていうのがあって、「あっ、これはおもしろそうだな」とか、「ちょっとこれは幼稚かな」なんていうのもあるのですが、中学生が自分たちで活動することにすごく意味があると思うのですが。

あと、逆に高校生ぐらいになると、最近は携帯とかで小説を読んだりする。今、朝日新聞でも子ども、小学生や中学生の小説を書く、携帯小説や児童小説みたいな、子ども対象みたいな記事がちょうどやっていると思うのですが、現在の中野区の読書活動では、いわゆる携帯小説ですとか、あるいは電子書籍というのは扱ってはいないのでしょうか。

副参事（知的資産担当）・中央図書館長

携帯小説ということでは扱ってはおりません。

山田委員長

ほかにご質問、ご意見ございますか。

飛鳥馬委員

(1)の目標の達成表のところの④というのがありますが、一斉読書を実施している学校の数と。これは数で言うと目標をクリアしているという、さっき話がありましたけれども、

いろいろな形の読書がありますので、どの辺までのところを一斉読書と言っているかというのをちょっと知りたいなと思うのですが、例えば朝読書を学校全体でやっているとか、あるいは国語の時間に、ちょっと授業の初めに入れているとか、いろいろなやり方があると思うのですけれども、ここで言っているこの一斉読書というのは、学年とか学校とか、そういう何か規定があつての集計なのでしょう。

指導室長

ここで言っております一斉読書ですけれども、今の委員からのお話のように、何らかの形で特に朝読書等の中でやっているという感じでございます。

飛鳥馬委員

関連していいですか。それで、そういう学校の努力の結果だと思うのですけれども、一時に比べれば、かなり子どもたちは本を読むようになってきていると私は思っているのですが、余り正確な統計的な数字は持っていませんけれども、持っていませんけれども、いろいろなところで読む子どもたちがふえているのだらうと思うのですけれども、ジャンルに関係なく、昔のように、なんか小説じゃなきゃだめだとか、文学作品がどうのとか言わないで、スポーツでも芸能でも趣味でも何でもということであれば、そういう意味ではかなり読んでいると思うのですけれども。

それで、それがなんかハウツーものからもうちょっと、今、高木委員も言われた、人生に影響を与えるような本と出会えるといいなと思うのですけれども、この今の説明の2ページのところでは、コミュニケーション能力ということと結びつけて考えているわけですが、人間の成長ということですね。そういう段階的なものはどう考えたらよろしいのかなという。量的には何冊読んだとか何とかというのは、もういろいろな本がありますので、ありますけれども、こういう本も読むようになったというふうに、ちょっと私もよくわかりませんが、何がちょっと易しくて何が難しいとかがって言いづらいところなのですけれども、何でもいい、読んでいけば読書だというふうに思っていればいいのか、もうちょっと高度に誘導したいというか、そういう子どもを育てたいなというふうに考えるときに何かありますか。方策といますか。

指導室長

今のお話は、国語、小学校も中学校も国語の教科の中で読書指導の連続性、それから、それぞれの発達段階に応じた内容が示されています。それに基づいて教員並びに本区の学校図書館指導員が、それぞれの子どもの合った本を勧めながら、読みを深めていくという

のですか、読書の幅を広げていくということをしているというところがございます。

ご指摘のように、最初は携帯小説とか、入口はいろいろでも、だんだん広げていくというところが大事かと思っています。その辺は教育というところがとても重要な役割を示すと思います。

大島委員

本当に本を読むということは、人間が生まれて、それから大人になって成長する過程で本当に大事なことだと思っていますし、やっぱりコミュニケーション能力もそうですし、国語の能力とか、それから思考力なんかも、やはり活字のものを読むということで非常に発達するので、これはもう、ぜひやらなきゃいけないし、教育委員会としても読書を推進するような活動は、もう絶対に不可欠なことで、今、担当の方もいろいろ知恵を絞り、苦勞してこういう計画を立てたりしていただいているし、それは大いに進めていかなければいけないと思うのです。

子どものやっぱり発達段階において、幼稚園、保育園のときには、とにかく本というものを開くという習慣をつけてもらうとか、まず本に親しむとか、そういう年齢に応じた本とのつき合いを始められる機会をなるべく多く提供したいと思いますし、小学校においては、中野の小学校では図書館指導員の方もいらっしゃるし、各学校へ行ってみても図書館は充実しているし、本当に一斉に読書をする時間を設けたりして、各学校、すごく熱心に行っていると思うので、大変いいことだと思っています。

中学は、余り一斉に強制してというようなもう年齢でもないのですけれども、やっぱり思考力が深まる時期ですし、私なんかも考えてみると、余り本って好きじゃないというか、好きではないほうだったのですが、やっぱり中学のときに学校の授業とか、それに関連する先生の指導で「読みなさい」という機会があって、それでいろいろ名作なんていうようなものを読んでみると、やっぱりいろいろ、「ああ、大人の世界ってこうなのかな」とか、いろいろ考えるきっかけになったりして、いまだに記憶に残っていたりするので、やっぱり学校での教育で、今、指導室長さんのお話にもありましたけれども、教育の一環として本と親しむということ、これからもやっぱり強力に進めたいなと思っています。

高校ぐらいになりますと、中学もそうなのですから、やっぱり地域の図書館というより、まずは学校の図書室というか、学校の中での本とのつき合いというのが第一次的にはあると思うので、まずはそういうことでいいと思うのですが、高校生ぐらいになると確かに本とのつき合いというより、もう子どもさんの生活全体の生活時間とかとの問題が大

きいのかなと。生活時間とさつき部活動ですとか、いろいろ塾とかというので忙しいということの指摘がありましたけれども、そのほかに、やっぱり娯楽がいっぱいありますよね。ゲームがあるし、それから携帯小説なんかもあったり。やっぱりそういう手近なほうに流れていってしまう傾向が最近あるので、個人的には、これはちょっと憂うべき傾向だなと。やっぱりじっくり活字の本を味わうということをもみんなにしてもらいたいなと個人的には思っているのですけれども、なかなか現実には難しい面があるのかと思うのですけれども。

ですけれども、初めに言ったように、本当に読書って大事なので、何とか教育委員会としても、それから図書館としても、本を読む機会というのを子どもたちに提供するように頑張っていかなきゃいけないなと改めて思った次第です。

山田委員長

ありがとうございます。

私のほうからですけれども、図書館のほうで進めておられる、例えば私は診療所をやっているのですが、診療所等に図書館のほうから絵本などを貸し出していただいていますけれども、そうしますと待合室の中で親子がその絵本を手にとって話をしているとか、読み聞かせをしている。私の診療が終わっても、その本が読み終わるまで帰らない親子もいます。

そういった意味では、地域・家庭に開かれた取り組みとしては非常に評価ができるし、もっと進めていただければと思いますし、いただいている診療所もしくは病院からは非常に高い評価をいただいていると思います。

ただ、妊娠中の親御さんからというのと、これはまたなかなか厳しい話でございまして。ただ、医師会のほうで取り組んでいる子育て応援団などで、すごいのですよね。本を読み始めると、今まで泣いていた子どもが泣きやむのですね。こういったことがあるので、やっぱり絵本というか本の魔術というのはひしと感じていますので、地域に根づくという意味では、この取り組みは非常にすばらしいんじゃないかなと思っています。

また学校では、今、たまたま中学校の教科書採択が始まるところで、中学校の国語の教科書なんか読みますと、かなり長文のいいものがあるのですが、指導室長にちょっとお伺いしたいのですけれども、私にも大学生の息子が2人いますが、本を読むというと、ほとんどコミックですよ。うちの待合室でも、小学校、中学校ぐらいの子とかが一生懸命本を読んでいるなと思うと、ほとんど漫画といいですか、動画といいですか。でも、これは日本がつくった大きな文化ではあると思うのですね。

先日、秋葉原のある本屋へ行きましたら、コミックのコーナーだけは人だかりがすごい



のですよ。ところが、新刊書とか文芸物とかのところにはパラパラということで、本といういろいろな種類がありますけれども、コミックも内容はいろいろあると思うのです。例えば『三国志』をかいたものとか、日本の歴史をかいたもの。そういったものでも手にとって読んでもらえれば、それなりの子どもたちに与えるインパクトは多くて、それから、いわゆる普通の本に移行するということもあると思うのですけれども、教科書を見ましてもコミックのとらえ方って余り書いていないですよ。でも、日本の文化の中ではコミックというのはかなりもう根づいていて、多くの子どもたちはそういったものから本というものに接していると思うのですけれども、そういったところで、学校教育の中で、今後、そういったものの取り扱い方。それは読書という広い意味で推進していくには大切な一つのツールではないかなと僕は思うのですけれども、その辺、いかがでしょうか。

#### 指導室長

今ご指摘のように、確かにコミックは子どもたち、たくさん読んでいます。逆にコミックから、それが小説になったり、ドラマになったりということもあるので、そこから入っていくということは考えられると思います。ただ、根本的に違うのは、コミックでは想像力が鍛えられないというか、絵がありますので、自分で絵を思い浮かべることができない。文字はそこから想像力を働かせるという大事な役割がありますので、根本的には違うものだというふうに思っています。

中学校も学校によっては図書館に少し置いてあるところもあります。一切そういうのを置かないというところもございます。いろいろな考え方がありますが、あくまできっかけというふうに考えればいいのかなと思います。

また、コミックにも質がありますので、その辺の選定ということも大事かなと思っています。

#### 山田委員長

ありがとうございます。大切なことは、文章を読み取りながら、次の展開を想像していくという楽しみが伝わるようなということで、学校の先生方もそのような観点で指導していただければありがたいと思います。

#### 副参事（知的資産担当）・中央図書館長

簡単に補足させていただきますが、図書館にも漫画の本は置いてあるのですが、例えば文芸賞ですね、取ったような本とか、非常に新聞などの評価が高い本とか、そういうような限られたものは置いてあります。

貸し出しを見ますと、やはり話が出ましたけれども、『三国志』は常に貸し出されている状態です。

あと、具体的な名前を挙げるのはちょっとはばかれますけれども、歴史的な評価の高い作品とか、あるいは歴史そのもの、例えば平安時代の古典などを扱った漫画本がありますが、やはりこういうところから入りやすいので、入って、ここで読んで関心を持って、もっとかたい本に進むとか、原典に当たるとか、やはり、そういうお子さんは割といるのかなという感じは受けております。

以上です。

飛鳥馬委員

今のコミックは私も余り得意じゃありませんが、コミックがいいか悪いかはちょっと別の問題なのかもしれない。導入としてはいいかもしれないし。要するに何よりもコミック、子どもは好きだから、ほうっておいても見ますよね。だから、ここで私たちが論議して、子どもにどう読書を勧めるか、コミックを勧めましょうなんていうことにならないんだろうと思うのですよ。だから、それはほうっておいていいのだと思うのですよ。読みたければ読むし、それで導入なら導入でいいわけですよ。その違いのところをやっぱり私たちは考えなきゃいけないのかなというふうに思うのですよ。「読みなさい。コミック、中野区の図書館、いっぱいそろえましたよ」と、そういうことじゃないのだと思うので。だから、今のは多少はあってもいいかもしれない。

ということで、一つは、やっぱり小さい子どもの親御さんに本に興味を持ってもらうと。ここにも出てくるけれども、おはなし会とか読み聞かせ、紙芝居、いろいろなそういう絵を伴ったものがありますので、やっぱり子どもの周りにいつも本がある、紙芝居がある、読み聞かせしてもらえると、そういう環境をつくっていくのがいいのかなと思うのですね。親御さんたちには、お医者さんのところにも本があって、そういうこととか。

あるいは、前にも言いましたけれども、商店街で本を地域の人が貸し出しをする。そういうことがどんどん、あっちでもこっちでもできればいいですが、2つぐらいになったのですけれども、なかなかふえない。ちっちゃい子どもたちが本に接する、親御さんも一緒にという、そういうことは、一つは、小さいときは特に大事だと思うのですね。そういう本に接するというか、興味を持つというか。

それから、もう一つは、中学校ぐらいになると、もう読みたくない子は、たくさんいると思うのですけれども。私の経験では。やっぱり読みたくない子に読ませるのが一斉読書

だと思っております。だから、朝読書というのはそういう意味で広まっていったと私は思っているのですが、あれはもともとは本を読ませたい読書じゃなくて、朝の時間、1時間目の時間を、ちゃんと授業にスムーズに入れるためには、落ち着いて学校へ来て、勉強するんだという気持ちになるために朝読書がいいと。半分は生活指導なのですね。そういうことで広まっていると思うので。

だから、嫌いな子でも無理して読ませると。5分でも10分でもね。そういうものが効を奏しているのだと思っております。私たち、そういうところもあるんじゃないですかね。やっぱり積極的に興味を持って読むんじゃないで、しょうがないなと思いつながら読ませられたら、「ああ、好きになった」みたいなね。

だから、そういうところもあってもいいと思うのですね、もう。中学校1年から3年まで全部やる必要はないかもしれませんが、1年生ぐらいのときには、そういうふうにして読書をする子どもをふやすとか、いろいろなことがあっていいと思いますので。

私の意見ですので、答えはおりません。

山田委員長

ありがとうございます。ほかにご質問、ご意見。教育長、お願いします。

教育長

今の委員の皆さんの議論を聞かせていただいて感じたことは、中P連の方々とお話をしていると、家庭学習の重要性というようなことを、このごろいろいろお話をさせていただくのですが、なかなか保護者の方々の中で中学生の生活実態に関心を持ったり、時間の使い方や学習の内容に関心を持ったりというようなことが、なかなかないような印象を受けるのです。この読書の問題も、やっぱり中学生に働きかける、中学生、高校生に働きかけるということが主ではあるのでしょうけれども、保護者の方々へのアプローチは、今までの推進計画でもなかなかちょっとその辺が弱かったと思いますので、その辺ももうちょっと工夫の余地はあるのかなというふうなことを感じておりまして、今後、皆さん方の意見を参考にさせていただきたいと思っています。

山田委員長

ありがとうございます。

副参事（知的資産担当）・中央図書館長

前回、図書館運営協議会が開かれまして、ここで委員の中学校の校長先生がいられているのですが、その方が一つの案という形で、例えば学校の公開日というのがあります。

すけれども、ここで例えば図書館から何百冊か本を借りて行って、ある部屋に展示しておく。そういう形で保護者の方とか地域の方が入ったときに、そこで見てもらう。そこで子育て関係の本を見てもらうとか、そういうようなやり方というのは非常に興味深いやり方なんじゃないかなという意見が出ました。これは私どもとしても、もし、学校それぞれ個別の事情があって、すべての学校が一斉にやるというのは難しいのですが、もしそういう声があれば、こちらとしては進んで協力させていただきたいと考えております。

高木委員

教育長からPTAの方の話が出ましたが、私も長男がこの春休み、中1になる前に、ほっておくと恐竜の本しか読まないのですね。文学書を読ませたいと思って、一緒に本屋さんに行って、「恐竜図鑑からこっち」と言って、一番読みやすそうな『坊ちゃん』を買ったのですね。これを読まないとい小遣いなしというので、彼は仕方がなく読んだのですが、強制されて読んだので、余りおもしろくなかったと。

その後、妻がちょっと引き継いで、いろいろやって、『八犬伝』の新訳みたいなのが彼はすごくおもしろくて読んで、それを読み終わったら、今度は『封神演義』という中国の、これもちょっと中学生向けに易しくしたのを読んで、「おもしろい」と言って読んでいるのですよ。

だから、やはりなかなか、どういう本を勧めるかというのは難しいので、各学校での取り組みも、図書館でもいろいろやっていると思うのですが、やっぱり区として、中学生が読んで、よくて、読みやすい。読みやすいことがいいのかどうかわかりませんが、そういうのができないかなというのが一つと、あと、コミュニケーション能力を高め、豊かな人間関係をつくる。多分、読書はそういうもののすごく基礎にはもちろんなると思うのですが、どちらかという、やっぱり本を読むと、1人で読んでいくので、直接的には余りコミュニケーション力を養うのは難しいのかなと。

私もちょっと読んで、じゃあ読書会とかやるのかなと思ったのですよ。今、サラリーマンも例えば出勤前に、朝、読書会で勉強するとか、あるいは、大学・短大ではすごくそういう取り組みがふえているのですね。せっかく各中学校では図書委員会とかあると思うので、何かそういうので本好きが集まって、少し教育委員会でも後押しをして、全区的に何か中学生主体で取り組みができたならなんて思うのですけれども。それは感想なので返事はいいです。

飛鳥馬委員

そういう意味では、私、中学や高校ぐらいになっても、お父さん、お母さんも一緒に読める本というのが大事なのだと思うのですよ。一緒に読めればコミュニケーションが成り立つみたいだね。そういうので、今、思いつきで申しわけないのですが、ドラッカーのマネジメントの小説とか、ああいうのは、私なんかも大学時代、ドラッカー、忘れちゃったのですけれども、皆さんも多分、読んだのだらうと思うのですね、会社にお勤めの方は。それが今のそういう、今の会社の経営にも役立つだらうし、サラリーマンでも役立つだらうし、何しろ野球部のマネージャーがそれを見ておもしろいとね。そのところをやっぱりねえたら、おもしろいなと思うのですよ。

お父さんと子どもが読んで、「ああ、こうだったね」と、「こうなんだね」という話ができたら、山田委員や高木委員が言うように、親子でという。何か一段上を目指すのなら、やっぱりそういう一緒にということをしていかないと、読みっぱなしで、「ああ、そう。わかった。ふーん」なんていうんじゃだめなのだと思うのですよ。コミュニケーション能力までもっと深まりのある読書ということであつたら。というふうに、ちょっと思いました。

山田委員長

ありがとうございます。たしか啓明小学校の掲示の中に「親子の読書感想文」というのがあって、同じ本をお子さんが読んで、お父さんとお母さんもやっぱり読んでいて、感想文を載せている。こういうのはやはり家庭で一緒に行うというような一つのコンセプトかなと思って、感心して見たのですけれども、そういった取り組みが中学でもできていけばということの一つの話ではないかなと思います。

最後に1点だけ。この課題の中で挙げられた、地域に開放されている学校図書館の数というのが課題に挙げられていますけれども、それに対してのアクションがないのですけれども、今度の推進計画の取り扱いとして、やっぱりこれはどのような方向性へ持っていくのか、その辺での学校のほうとの連携といいますか、それはいかがなのでしょう。

副参事（知的資産担当）・中央図書館長

この地域開放型学校図書館は重要事項と認識しておりますので、現在、モデル校から実施しようと考えております。モデル校の選定という形で、今、調整とか検討を進めているところでございます。

山田委員長

ぜひ、そういったところについても記載されるよう、お願いしたいと思います。

ほかによろしいですか。

それでは、『中野区子ども読書活動推進計画（第2次）』骨子案』についての協議は、ここまでとさせていただきます。

事務局は本日の協議内容を踏まえて、素案の策定作業を進めていただき、今後、改めて協議したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

<報告事項>

山田委員長

続いて、報告事項に参ります。

<委員長、委員、教育長報告事項>

山田委員長

まず、委員長、委員、教育長報告です。

私のほうから、前回、6月17日の第18回定例会以降の委員の活動について一括して報告をいたします。

6月20日月曜日、区議会での教育委員就任あいさつがございまして、大島委員がごあいさつをされました。今後ともよろしくお願いいたします。

6月23日、小学校の音楽鑑賞教室がございまして、教育長が出席をされております。

一括しての報告は以上でございます。

そのほか報告がございましたら、よろしくお願いいたします。

私からですけれども、6月26日の日曜日ですけれども、中野区の私が所属する医師会では、毎年6月の第4の日曜日ですけれども、中野区の皆さん方に医療フォーラムという形で、今まで過去3回ほど講演会などを開催をして、子育てに関する講演会を行ってまいりました。

ことは子育ての支援の上映会という形で、以前、3月にPTAの、中学校PTA連合会などが主催して上映することになっていました、聖路加国際病院の副院長をされている小児科のドクターが中心となって、監督が10年以上にわたってつくられたドキュメンタリーの映画です。

3月に本当はZEROホールでやる予定が震災の関係で上映が見送られたものでございますけれども、私もこれを観たのは2回目ですけれども、実は小児がんと闘いをテーマにした映画です。小児がんと仲間たちの10年ということで、この先生は、小児がんに侵された子どもたちを毎年夏に合宿に連れていくのですね。2泊3日ぐらいだと思っておりますけれども。その合宿の様子を10年間にわたってドキュメンタリータッチでまとめているとい

うことで、制作までに十四、五年、かかっているわけですね。そういった映画です。

皆さんご承知かどうかわかりませんが、白血病を主体として小児がんでございますけれども、私がドクターになった30年ほど前までは、不治の病で生還率は2割か3割ぐらいだったのでございますけれども、今はいろいろな治療法ができました。骨髄移植もできましたので、今は生還率が7割から8割ですけれども、逆に言うと、残念ながら2割ぐらいの子どもたちはということでございます。

そういったところをドキュメンタリーで撮ってしまして、「子どもは死んではいけない人たちだから」という壮大なテーマのもとに、「どんな風の形が子どもたちから見えるのでしょうか」というテーマの映画でございます。110分ほどの映画で、ちょっと長いのですが、全般にわたって、すばらしい内容の映画でございます。また何か機会がありましたら、子どもたちに観ていただいて、命の大切さを勉強していただければありがたいかと思っております。

私からは以上です。

では、高木委員、お願いいたします。

高木委員

今週は特にございませぬ。

山田委員

ありがとうございます。飛鳥馬委員、お願いいたします。

飛鳥馬委員

ありません。

山田委員

大島委員はいかがですか。

大島委員

6月20日に議会に出向きまして就任のごあいさつをいたしました。短いあいさつだったのでございますけれども、その中で、先般、教育委員会では中野区教育ビジョン（第2次）を策定したということをご報告し、それで、その中の教育理念が一人一人の可能性を伸ばし、未来を切り開く力をはぐくむというものです。そのために頑張っておりますというようなことで。せっかく我々でいろいろ協議して策定したもので、ちょっとご紹介してきました。

以上です。

山田委員

ありがとうございます。教育長、お願いいたします。

教育長

先ほど山田委員からご紹介がありました上映会に、6月26日、私も参加をさせて観させていただきました。この映画会については先ほどのご紹介にもあったように、3月の震災で上映が中止になってしまったというようなこともありまして、医師会が再度、これを取り上げていただいたので、私も観ていなかったもので、ぜひと思って参加をいたしました。

闘病生活が非常に長いというようなことが子どもたちにとってどういうことかというようなこととか、それから、学校に行ったり、出席したり、あるいは病院で闘病生活をしたというところで、いじめを受けたりとか、いわれない差別じゃありませんけれども、そういうことを克服するとか、それから、病気自体のことを子どもたちがなかなか理解できなかったり、受けとめ切れないというような状況があったりということで、子どもならではのいろいろな苦しみや悩みがあるのですけれども、そういうことを仲間同士で克服していたり、あるいは、この先生を初め、医師の方々が本当に子どもたちの精神的な支えになっているというようなことを、映画の中でずっと流れてくるテーマとしてありました。

当日もお子さんが何人かは来ていたのですけれども、ぜひ、これは子どもたちに観てもらいたいというふうに思っていますので、またPTAの方とご協力しながら、ぜひ中野区でもそういう企画ができたらいいなというふうに思っております。

以上です。

山田委員長

ありがとうございました。

では、各委員からの報告につきまして、ご質問、ご発言ございますか。よろしいですか。

ご意見がないようでしたら、事務局報告に移ります。

<事務局報告事項>

山田委員長

では、事務局報告、「がんばろう日本！ 緊急対策 中野2011」についての報告をお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは、「がんばろう日本！ 緊急対策 中野2011」のうち、子ども教育部（教育委員会事務局）の所管にかかわる部分について、お手元の資料によりましてご報告をさせ



ていただきます。

まず1枚、おめくりをいただきまして、目次をごらんください。本対策は、当面の対応となる、「1 緊急対応」と「2 電力不足対応」、「3 災害に強く、より安全なまちの実現に向けた対応」という構成になってございます。

次に、1ページをごらんください。

こちらでは、「はじめに」として、策定の目的等を示してございます。本対策は東日本大震災を踏まえまして、区として緊急的に強化すべき安全対策、被災地や被災者への支援、夏場の電力不足対策などを明らかにするとともに、より安全なまちづくりに向けた今後の区の取り組みの方向性を示すことを目的として、平成23年6月13日に策定をしているところでございます。

次に、3ページ、4ページお開きください。

こちらでは、「1 緊急対応」といたしまして、東日本大震災発生直後から実施してきた区の対策を充実させるとともに、新たな対応が必要な事項についての取り組みを示してございます。

(1)の緊急時即応体制の強化でございます。緊急地震速報受信機の全施設設置でございます。3ページの上段でございますが、「地震による被害を最小限に抑え、施設利用者の安全を確保するため、保育園を初め、必要とするすべての施設に緊急地震速報受信機を設置いたしまして、あわせて緊急地震速報受信時の利用者への対応マニュアルを整備するもの」でございます。設置施設は合計で200施設、設置台数は303台でございます。このうち子ども教育部（教育委員会事務局）所管の施設では、120施設、台数として208台を設置いたします。

続きまして、3ページの下段、「区有施設利用者の帰宅困難時の対策」でございます。保育園、幼稚園、学童クラブ、障害者通所施設等におきまして、利用者の帰宅困難時対策といたしまして、緊急に必要な水、食料、保温シート等の備蓄物資を施設内に常備いたします。さらに、停電時の非常用照明器具など必要な物資を備えるものもございます。

また、障害者通所施設等には、帰宅困難時及び停電時における医療的ケアの継続を確保するため、バッテリー式器具及び手動式器具を整備いたします。

なお、小・中学校におきましては、既に全校に避難所として必要な備蓄物資を配備しておりますので、帰宅困難時にもそれによって対応していくものがございます。

設置場所は合計で73施設でございますが、このうち子ども教育部（教育委員会事務局）

所管施設は66施設でございます。

続きまして、4ページ上段のヘリサインの設置でございます。ヘリコプターによる空路からの救助や救援物資の搬送などのルートを確保するため、緊急時にヘリコプターの目印となるヘリサインを区内6カ所の学校体育館の屋上等に設置するものでございます。

続きまして、(2)施設・建物における安全確保でございます。

4ページ下段の区立小・中学校欄間ガラスの飛散防止対策でございます。地震発生時における飛散や落下を防止するため、教室と廊下の間にある欄間ガラスにつきまして、飛散防止フィルムを貼るか、あるいはアクリル板への取りかえを行うものでございます。

5ページ、6ページをお開きください。

5ページの下から2行目から6ページにかけて、「学校及び子ども施設の耐震改修」を実施することを記載してございます。

谷戸小学校の校舎の耐震補強工事を東校舎の改築とあわせて実施いたしまして、24年度末までに完了するものでございます。

また、区立西鷺宮保育園及び区立ひがしなかの幼稚園の耐震改修工事を本年度内に終わらせる予定でございます。

また、私立七海保育園につきましては、今年度実施する園舎の耐震改修経費を助成するものでございます。

なお、17ページにございます「区有施設の耐震改修計画の改定」にございますように、区では今後、現在の区有施設の耐震改修計画を早急に見直し、耐震改修を早期に完了するように取り組んでまいります。

9ページ、10ページをお開きください。

9ページ上段の「被災した児童・生徒の区立小・中学校への就学援助」でございます。東日本大震災により被災した児童・生徒につきまして、住民登録が行えない場合でも、中野区立小・中学校への就学を受け入れるとともに、就学援助の対象といたしまして、転入学支度金を初め、給食費、学用品費、夏季学園費、移動教室費などを支給するものでございます。この採択は既に実施しております。

続いて、10ページ上段の「乳児用飲料水の確保」でございます。東京都から配布を受けた乳児用飲料水（約7日分）でございますが、これを区の施設で保管いたしまして、緊急に必要となったときに速やかに配布できる体制を整えてございます。

また、保育園では園児のための飲料水を各園で保管いたしまして、緊急時において保育

園での生活に支障がないように準備をしているところでございます。

ここの「各園で保管し」の後の括弧の中でございますけれども、(乳幼児7日分、3歳以上児3日分)となつてございますけれども、正しくは(乳児7日分、1歳児以上3日分)でございますので、訂正をお願いいたします。

同じ10ページの下段、「常葉少年自然の家の休止及び中学校移動教室の中止」でございます。常葉少年自然の家は東日本大震災によりまして被害を受けてございますが、福島第一原子力発電所の事故発生に伴いまして、緊急時避難準備区域が設定されている30キロ圏内に隣接していることもございまして、利用を休止してございます。また、この施設を利用して行っている中学校の移動教室についても中止をしているところでございます。

なお、移動教室につきましては、学校ごとに代替地を選定して実施しているところでございます。

次に、11ページをごらんください。

「岩井臨海学園の中止」でございます。岩井臨海学園については小学校6年生を対象として実施しておりますが、余震等の際の児童の安全性の確保が困難なことから、中止したものでございます。

12ページをごらんください。夏の電力不足対応でございます。

区では区立施設における節電目標を25%とするなど、率先して節電に取り組むとともに、区民、事業者へも積極的に節電を働きかけております。区立施設の節電につきましては、施設照明の一部消灯や職員のエレベーター利用制限などに取り組んでおります。

なお、区民生活に過度の影響を及ぼさないように配慮するとともに、乳幼児や高齢者など施設利用者の特性に十分に留意し、熱中症対策にも重点を置いてまいります。

次に16ページをごらんください。こちらでは東日本大震災の教訓を踏まえまして、災害に強く、より安全な中野のまちを実現していくための根本的な対策の充実について示しているところでございます。

最後に、18ページをごらんください。こちらは5月末現在の中野区からの被災地等への支援状況を参考として添付しておりますので、後ほどお読み取りをいただければと存じます。

ご報告は以上でございます。

山田委員長

ありがとうございました。

ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

大島委員

小・中学校のエアコンなのですけれども、これの使用については何か特に節電対策との関係で、去年と違うようにするとかということはあるのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

特に夏季休業中でございますけれども、できるだけ冷房を使用する部屋を集約化して、集まって冷房をかけるというようなことを中心に節電を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

山田委員長

ほかにご意見、ご質問ございますか。

高木委員

この中で電灯のLED化というのは、学校以外の施設で出ていると思うのですね。私どもの学校でもちょっと実験的に、この間、事務室をLEDにしたのですよ。ちょっと変えたばかりだと余りよくわからないのですけれども、そんなに問題はなかったのですね。ただ、教室は我々もやっていないのですけれども、結構、お金が莫大にかかるので難しいのですけれども。あと、教室に入れていったときに、必要な照度が、照度的に確保できても子どもたちが見やすいかどうかという問題があると思うのですが、これから統合新校で校舎をつくっていく段階で、いいタイミングですので、もう検討されているかと思うのですけれども、ぜひ、それをちょっと検討はしていただけるといいのかなと思います。

副参事（子ども教育施設担当）

統合新校、中野中学校ですね。そういったLED化につきましては、やはりしっかり考えていきたいというふうに思っております。

山田委員長

ほかにご質問、ご意見ございますか。

飛鳥馬委員

小・中学校の学校の校内の天井のことをちょっとお聞きしたいのですけれども、中野体育館なんか天井が落ちたりして、問題がありましたけれども、今度の被災地でもそういうところもいくつかあるのですが、原則として学校はつり天井なのか、こういうふう、ありますね。安全性というのはどうなのか、ちょっと知りたい。対応しなくていいのかどうかですね。至るところにあると思うのですけれども、天井の構造がどうなっていて、心配な

いのか。

副参事（子ども教育施設担当）

今回の3.11のときの施設点検、緊急の施設点検をしたところの内容では、体育館等々の天井材の落下というのは認められていないというふうに報告を受けております。

Dランクの中央中学校があったわけですが、あの体育館におきましても、そういった天井材の落下というのは認められなかったというような部分では、今、現状としては、特別な対策という部分については考えてはございません。

副参事（子ども教育経営担当）

ちょっと補足をさせていただきますが、中野体育館でございますが、今回の震災で天井が落下したわけではございませんで、天井のコンクリート材の破片が一部落下したという状況でございます。

山田委員長

ほかにご意見ございますか。

私のほうから1点、確認なのですが、節電ということで室内の温度を29度を目安にということがあります。学校の子どもの現状で、特に、逆に言いますと余りにも節電ということをし過ぎるために、子どもたちの熱中症対策というのも大切なことではないかと思うのです。子どもたちというのは、こちらには高齢者の方の熱中症対策が載っていますけれども、同様に子どもたちも熱中症になりやすいのです。実際には、ここに来て熱だけ出てしまったという方も何人か来院されているので、実際にそういうケースも出てくると思うのですけれども、学校において熱中症の対策として、どのようなことを今、やっているのか、これからどのような対策をとるのか、その辺はいかがでしょうか。

指導室長

一昨日でしたか、東京都内でも死亡者が出ました。それを受けまして、昨日ですが校長先生方に緊急にお知らせをいたしましたのは、まず、今お話の節電に伴って冷房を控えるということはないように。子どもたちの健康・安全を第一に考えてもらいたいということと、まめな水分補給、それから、担任等による健康観察を十分にしてくださいとお伝えをしたところでございます。

山田委員長

例えばネッククーラーでしたっけ、そういったものを使っている私立の小・中学校もあるのですけれども、ああいったものも個別には対策していると思うのですけれども、やは

り子どもたちは顔が真っ赤っ赤に腫れてくると、これは熱中症の一つの大きなサインなのですけれども。というのは、汗腺が細いために汗が出にくい。そうすると、顔のほうの血管が拡張して赤くなる。これが一つのサインなので、そういったことを見逃さないようなことと、どんなときでも、すぐ水が飲めるような配慮をしていただくことが大切なんじゃないかなと思うのですけれども。まだまだ7月に入ったばかりで、この暑さですので、なかなか厳しいところがあるかなと思うので、ぜひその点は、保育園も含めてですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

#### 飛鳥馬委員

私も中学生が部活をやって熱中症になった経験があるのですが、夏休み、急に暑くなって、サッカー部の生徒が倒れて、意識不明になったことがあります。救急車を呼んで、救急車の人と言ったことは何かというと、「先生、氷、ありませんか」と言ったのですね。「氷、ありませんか。冷やすのが一番です。どこのものでもいいから持ってきてください」だから冷蔵庫を全部あけて、用務員さんのところとか、家庭科室とか、保健室とか、あるのを全部集めてきて、消防署の人にバケツで渡しました。だから、ならないほうがいいのですけれども、非常に勉強したことは、「氷ってこういうふうに使えるんだな。大事だな」というのを経験しました。

#### 山田委員長

例えば私、学校医として学校のほうに言っているのは、保護者の方にお願ひして、保冷剤を児童1人ずつ1個、学校に持ってくればいい。保冷剤は氷のかわりになるので。保冷剤、今、ご家庭には結構あると思うのですね。それを1個ずつ持ってきていただくだけでも、随分違います。当面の対策は、そんなところじゃないかなと思いますけれども。

ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問ございますか。

#### 副参事（知的資産担当）・中央図書館長

1点だけご参考までに申し上げます。図書館はこれまで、本が濡れたり破れたりすることで、飲み物は持ち込み禁止でした。ただ、ことし、この暑さにかんがみまして、熱中症対策ということで、やはり乳幼児から高齢者まで幅広い年代の方がいらっしゃいますので、ペットボトルにカバーをつけて、机の上には置かないことということ限定した上で、飲んでもいいということで、今は解禁いたしました。一応、6月下旬からそういう対策をとらせていただいております。

山田委員長

そのほかに報告事項はございますか。よろしいですか。

以上で、本日の日程を終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第19回定例会を閉じます。

ありがとうございました。

午前 11 時 15 分閉会